

第4章 施策の方向と事業の内容

1. 地域における子育て支援

井川町では、地域における子育て支援として、こどもセンターにおける延長保育、一時預かり保育や学童保育に取り組んできました。

なお、平成17年度から子育て支援センターを立ち上げサービスの充実をはかります。子育て家庭の孤立化や負担感の増大、地域における子育て力の低下などが懸念され、今までの要保護児童や保育に欠ける児童中心から、育児・家事専業家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行うことが求められています。

井川町ではこの観点に立ち、子育て支援サービスの充実を図ります。

1-1 地域における子育て支援サービスの充実

育児・家事専業家庭を含めたすべての子育て家庭への支援を行う観点から、以下の地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

① 地域子育て支援センター事業

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るために、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、地域の保育資源の情報提供等を実施することにより、地域の子育て拠点施設としてすべての子育て家庭に対する育児支援を行います。

◆井川町子育て支援センター（平成17年度より）

② つどいの広場事業

つどいの広場は、主に乳幼児をもつ親とその子どもを対象に、子育て親子の交流、集いの場の提供、子育てに関する相談等を実施して子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育て・子育ちができる環境を整備して地域の情報交換の場として機能することが期待されています。

井川町では、当該事業に準じるものとして、毎週1回の「わいわい広場～さくらっこ～」を健康センター及びこどもセンターで行っています。また、こどもセンターでの諸行事への参加も呼び掛けて、育児・家事専業家庭の親子との交流の場も提供しています。

◆ わいわい広場 毎週1回、健康センター及びこどもセンターで実施

③ 一時預かり事業

育児・家事専業家庭等の育児疲れ解消、急病や急な仕事が入った等の緊急的な保育サービスとして、こどもセンターにおいて平成17年度より一時預かり事業を実施します。今後は需要の動向を見極めながら拡大に努めます。

◆一時預かり事業 こどもセンターで実施 （平成17年度より）

④ 病後児保育事業（施設型・派遣型）

「病後児保育」とは、現在こどもセンターに通園中の子どもが病気の回復期にあり集団保育できないときで、保護者が勤務の都合・けがや病気・出産等の理由により家庭で保育できない場合、預けることができる制度です。

この保育サービスには、医療機関などに保育機能を付加する施設型、こどもセンターに病後児保育室を併設し、専門の看護師や保育士等を配置して行う施設型（こどもセンター併設型）、及び看護師を派遣する派遣型があります。

病後児保育事業については、医療機関等との連携が必要であり、現状での実施は困難であるが、需要の動向により実施の可能性も含めて検討を進めます。

◆病後児保育事業 需要の動向により検討を進める

⑤ ショートスティ・トワイライトスティ事業

ショートスティ・トワイライトスティ事業とは、保護者の病気や仕事等の社会的理由により一時的に子どもの養育ができないときに、児童養護施設等において一定期間預かり、保護者に代わって児童の養育を行う制度です。

この事業については、児童養護施設等との連携が必要であり、現状での実施は困難であり、今後の検討とします。

◆ショートスティ・トワイライトスティ事業 当面の実施予定なし

⑥ ファミリーサポートセンター事業

ファミリーサポートセンター事業とは、「子育ての手助けをしてほしい人（利用会員）」と、「子育てのお手伝いをしたい人（講習を受けた提供会員）」が会員登録し、お互いに助け合う相互援助組織のことです。

この事業の実施にあたっては、利用会員と提供会員との合計数や需給バラ

ンスなど、ある程度の市町村規模でないと事業として成立しないといわれております。現状での実施は困難であり、今後の検討とします。このため、こどもセンターによる一時保育事業をはじめとする地域における子育て支援サービスの充実に努め、住民の需要に対応します。

◆ファミリーサポートセンター事業 当面の実施予定なし

⑦ 学童保育（放課後児童健全育成事業）

学童保育は、両親が共働きであるなどで、昼間、保育者が不在である概ね10歳未満の学童を、学校やその他の施設等で放課後一定時間保育する事業です。

現在井川町では、こどもセンターで小学校1年生から3年生までを対象に実施しております。

◆井川こどもセンターで実施

⑧ 町の子育て支援事業に関する情報提供・相談・助言及び利用のあっせん等の実施

上記に掲げる子育て支援事業をはじめとする地域における多様な子育て支援サービスに関する情報を把握し、保護者への情報の提供・相談・助言及び利用のあっせん等を行います。

◆広報いかわによる情報提供

◆子育て支援センターでの相談・助言等

◆子育て通信「さくらっこだより」による情報提供

1-2 保育サービスの充実

保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえてサービスの提供体制を整備することが必要です。

井川町では、平成10年度に幼稚園と保育園の共用施設「井川こどもセンター」を建設し、幼保一体保育を実施し、同じ施設内での園児の相互交流を実現しております。今後の多様な保育需要に応じて、広く住民が利用しやすい保育サービスの提供や保育サービスに関する積極的な情報提供を行ない、保育サービスの充実を図ります。

① 通常保育事業

現在井川町では、こどもセンターにおいて月曜日～土曜日の間、通常保育を実施しております。

今後は、需要の動向を見極めながら、障害児保育、産休明けの乳児保育等サービスの充実に努めておりますが、地域活動事業の積極的な実施を含め、保育内容の更なる充実に努めます。

◆ 通常保育事業 井川こどもセンター

② 延長保育事業

現在井川町では、こどもセンターにおいて月曜日～土曜日の間18:00～19:00を延長時間とする延長保育サービスを提供しています。ニーズ調査の結果によると、現在実施している30分延長保育を越える1時間延長保育の需要が見とめられ、今後保育時間の拡充についてその動向を見極めながら検討を行います。

◆ 延長保育事業 18:00～19:00の1時間延長保育の実施

③ 夜間保育事業

夜間保育とは、開所時間が概ね午前11時から午後10時までの11時間で、開所時間の前後に7時間までの延長保育が実施できる「夜間保育所」において行うものであり、現在井川町では、「夜間保育所」の設置はありません。

ニーズ調査の結果によると、推計ニーズ量は殆ど無く、事業として成立する数に達しないものでありその実施については今後の需要の動向を見極めながら実施体制の検討等を行います。

◆ 夜間保育事業 当面の実施予定なし

④ 休日保育事業

休日保育とは、就労形態の多様化に伴い、日曜日・祝日などに勤務している保護者のため、日曜日・祝日などにおいて保育を実施するものであり、現在井川町では、この休日保育を実施していません。

ニーズ調査の結果によると、推計ニーズ量は7人と算出されました。事業として成立する数に達しないものであり、その実施については、今後の需要の動向を見極めながら実施体制の検討等を行います。

◆ 休日保育事業 当面の実施予定なし

⑤ 特定保育事業

特定保育事業とは、満3歳未満児を対象に保護者の就労状況により「週2・3日の利用」又は「午前中ないし、午後だけの利用」が可能な保育事業であり、現在井川町では、この特定保育事業を行っておりません。

ニーズ調査の結果によると、推計ニーズ量が少ないことから、その実施は不要とします。今後の需要には一時預かり事業で対応するものとします。

- ◆ 特定保育事業 当面の実施予定なし

⑥ 保育サービスに関する積極的な情報提供

上記に掲げる保育サービスの情報提供を多様な手段により積極的に実施します。

- ◆ こどもセンター報の発行
- ◆ こどもセンターパンフレット
- ◆ こどもセンターホームページ
- ◆ 広報いかわ
- ◆ 井川町ホームページ 等

⑦ 保育サービス評価など保育サービスの質を担保する仕組みの導入・実施

保育サービスの質を確保するため、第三者的視点からのサービス評価及び指導を実施し、評議委員会において評価内容に基づいて保育サービスの改善検討を行います。

また、保育士の資質向上のため、研修・研究機会への積極的な参加に努めます。

- ◆ 研修・研究機会への積極的な参加

1-3 子育て支援ネットワークづくり

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワーク化を図ります。

また、各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、子育てマップやガイドブックの作成・配布等による情報提供を積極的に行います。

さらに、地域住民の多くが子育てへの关心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等に努めます。

- ◆ 子育て支援サービス、保育サービスの情報のネットワーク化
- ◆ 子育て支援に係る人的ネットワーク作り
- ◆ 子育てマップの作成、県や外郭団体等にて作成されたハンドブック・ガイドブックの積極的な配布の実施
- ◆ 広報いかわによる子育てに関する意識啓発の実施

1-4 児童の健全育成

明日の郷土の主役となる児童が明るい夢と希望を持ち、心身ともに健やかに成長することは、町民すべての願いであります。最近の児童（青少年）を取り巻く環境が多様化している中で、児童（青少年）の意識や行動を正確にとらえながら、地域全体の問題としてとらえ、家庭、学校、地域社会、行政などがそれぞれの機能の充実と、一層の連携を図りながら児童（青少年）の健全育成に積極的に取り組みます。

また、地域社会における児童数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があるため、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所づくりを推進します。

- ◆ 児童健全育成の広報啓発活動の推進
- ◆ 青少年のボランティア活動等の促進
- ◆ 地域における青少年育成活動の促進
- ◆ 健全な家庭づくりの推進
- ◆ 親の会・子ども会の育成
- ◆ 児童館活動の推進
- ◆ 児童公園等遊具施設の安全管理の徹底

1-5 地域の高齢者の参画を得た世代間交流の推進

地域における子育て支援の各種施策を実施するにあたり、地域の高齢者の参画を得るなど、世代間交流の推進を行います。こどもセンター児による老人福祉施設への訪問活動や敬老式での歌と踊りの披露など、高齢者と子どもの交流を推進します。地域の高齢者の参画を得た世代間交流を推進します。

- ◆ こどもセンター児による老人福祉施設への訪問活動
- ◆ こどもセンター児による敬老式での歌と踊りの披露
- ◆ こどもセンター児童と老人クラブの交流
- (小・中学校児童生徒と地域の高齢者との町内花壇の花植えや、老人クラブの学校花壇花植えの指導と手伝い)

※「地域における子育て支援」の目標事業量の整理

「地域における子育て支援」の領域の事業に関し、具体的な取組を推進するため、以下の事業について目標事業量を掲げます。

サービス項目	平成21年度実績		備考
①地域子育て支援センター事業	こどもセンター併設型 1箇所		平成17年度より実施
②つどいの広場事業	子育て支援センタ ー		—
③一時預かり事業	1箇所		—
④病後児保育事業(施設型)	—	—	—
⑤病後児保育事業(派遣型)	—	—	—
⑥ショートスティ事業	—	—	—
⑦トワイライトスティ事業	—	—	—
⑧ファミリーサポートセンター事業	—	—	—
⑨学童保育 (放課後児童健全育成事業)	1か所		
⑩通常保育事業	1か所 (定員90名)		—
⑪延長保育事業	1時間延長の実施 1か所		—
⑫夜間保育事業	—	—	—
⑬休日保育事業	—	—	—
⑭特定保育事業	—	—	—

2. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

井川町の母子保健は母子保健事業の推進、母子医療対策の充実などにより、妊娠婦や乳児死亡率の低下をはじめ、母子保健水準はレベルアップされております。

しかし、近年、少産少子による人口の高齢化、核家族化、女性の社会進出、育児情報の氾濫など、母子を取り巻く環境に大きく変わりつつあり、それに伴う育児不安や児童虐待といった新しい問題も発生しております。これから本格的な「少子高齢化社会」を迎えるにあたり、人生の出発点に位置する母子保健は、生涯を心身ともに健康に過ごすためにも、さらに重要な役割を担うことになり、今後はより一層、母子の健康の確保及び増進を図るため地域や母親のニーズに対応した施策を実施します。

2-1 子どもや母親の健康の確保

母子の健康の確保及び増進を図るために、保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を強化し、安心して出産・育児ができ、子どもの健やかな成長をめざして、地域における母子保健施策等の充実に努めます。

① 妊娠から出産が安心してできる体制の推進

妊娠自身が健康管理できる環境づくりを推進するとともに、妊娠期における異常の早期発見・治療ができる体制づくりを推進します。

- ◆ 母子健康手帳の早期交付及び必要性のPR
- ◆ 母子健康手帳の活用方法の指導
- ◆ 妊婦一般健診及び妊婦歯科健診の実施
- ◆ 不妊専門相談センターの紹介
- ◆ 喫煙妊娠婦に対する保健指導
- ◆ ハイリスク妊娠婦への適切な生活・栄養指導
- ◆ 就労妊娠婦の健康管理に対する指導
- ◆ 妊婦健診で所見のある妊娠婦に対する訪問指導

② 子育てが楽しく安心してできる体制の推進

育児に対する不安や悩みが解消できるように、情報提供や相談事業等を実施するとともに、子育ての環境を整備し子育てが楽しく安心してできる体制づくりを推進します。

- ◆ 育児に対する不安や悩みの相談しやすい体制の推進
- ◆ 低体重児に対する訪問指導体制の確立
- ◆ 乳幼児事故防止についての指導・助言
- ◆ 健診未受診者や予防接種未接種者に対する受診勧奨